

きくがわ環境だより

令和4年5月発行
発行 環境推進課

今年度も太陽光発電システム・太陽熱温水器など補助金を実施しています！

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの発生を抑制することや、資源の有効利用を図るため、太陽光発電システム、太陽熱温水器等を設置する場合に費用の一部を補助します。菊川市内において設置を計画している方は、ぜひご利用ください。

【対象者】

菊川市内に自ら居住又は居住を予定する住宅に、太陽光発電システム、太陽熱温水器などを新たに設置しようとする人(市税などの滞納世帯を除く)



【対象機器】

対象機器	補助金の額	限度額
太陽光発電システム	1 kW あたり 8,000 円	40,000 円
家庭用リチウムイオン蓄電池	1 kWh あたり 12,000 円	60,000 円
太陽熱温水器	集熱パネルの面積 1 m ² あたり 2,000 円	8,000 円
ソーラーシステム	集熱パネルの面積 1 m ² あたり 2,000 円	12,000 円

【申請方法】

補助金交付申請書と必要書類を添えて、菊川市役所環境推進課へ直接ご持参ください。

※申請書は菊川市のホームページからダウンロードできます。

菊川市ホームページ：http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/

※補助金の対象となるには、機器を設置する前に申請書を提出し、補助金交付決定後の設置工事となります。

問い合わせ：環境推進課環境政策係（Tel35-0916）



「のら猫」について

菊川市では現在、のら猫に関する相談が多数寄せられています。



「のら猫が、いつも庭にフンをしていく。」
「のら猫を他の場所に連れて行ってほしい。」
「市や保健所で処分してくれないか。」

といった要望も寄せられます。

しかし、猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、市などで処分や捕獲することができません。

ただ、のら猫をそのままにしておくと、爆発的な勢いで増え、「猫が好きな人」と「猫が嫌いな人」のトラブルにつながる可能性があります。

のら猫への無責任なエサやりは迷惑です

のら猫がかわいそうという思いからのエサやりでも、ルールを守らないとトラブルの原因となります。のら猫にエサを与えることで、周囲の方々や猫自身からも「飼い主」として見られます。のら猫にエサを与える場合でも、最低限次のルールを守ってください。

・エサの置きっ放しはやめましょう

カラスやハエ等が集まってしまいます。食べ残しはきちんと片付けてください。

・フン等の掃除をしましょう

周辺美化に努めてください。決められた場所に猫用のトイレを用意しましょう。

・不妊・去勢手術をしましょう

猫は繁殖力の強い動物です。不幸な猫を増やさないよう、不妊・去勢手術をしましょう。

のら猫から被害を受けない対策

・忌避剤の利用

ハーブ類を植える、塩素系消毒薬を100倍に水で薄めてまき、空き缶等に入れて通路などに置く。

・侵入防止用の器具等の利用

ごみをあさらないようにごみに網をかける。
水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。
庭や花壇、入られては困る場所に、市販の忌避剤や猫よけシートを設置する。

菊川市では、
のら猫の不妊・去勢
手術費の補助をし
ているにゃ～



問合せ：環境政策係

電話：0537-35-0916

FAX：0537-35-0981